生活指導だより

２０２０年１２月２２日（火）
岸和田市立八木南小学校
校長　谷　早苗
生活指導委員会

≪学校教育目標≫　かしこく　やさしく　たくましく

例年と違った冬休みです！

いよいよ来週から冬休みです。あと一週間もたつと、新年を迎えます。今年のお正月は新型コロナの影響で帰省もできないかもしれません。いつもなら田舎で、おじいちゃんやおばあちゃんとおせちを食べながら過ごしている人もたくさんいたと思います。逆に考えると、いつもより家族だけで過ごす時間が増えるということです。

お子さんの今年１年はどうでしたか。家族そろって、今年のこと、来年のことをゆっくりと話し合って頂ければと思います。未来の主役は子どもたちです。これを機に、子どもたちと未来についてゆっくり話してみるのもいいのではないでしょうか。

冬休みの生活については、別紙（「楽しい冬休みを過ごすために」）に基づいて、各学級での指導や終業式の際に全体的な指導を行います。しかし、来週からの冬休み中、子どもたちは学校を離れ家庭に帰り、地域で過ごす時間が増えます。休み中の生活については、是非各御家庭でゆっくり子どもたちと向き合い、話し合って頂きたいと思います。ご指導・ご協力よろしくお願いします。

子どもが本当に望んでいるのはなんでしょう？

子どもに「何が欲しい？」と聞くと「スマホ、ゲーム機、洋服、マンガ（特に今年は『鬼滅の刃』かな）」と、言うと思います。しかし、それは本当でしょうか？本当に欲しいものは家族で過ごすかけがえのない時間だと思います。

今年は新型コロナの影響もあり、家族で過ごす時間が増えたかもしれませんが、この冬休みに一緒に過ごす時間をたっぷりとってあげてください。

冬休み中は、子どもたちにとって、クリスマスやお正月といった楽しみな行事が控えています。プレゼントやお年玉を頂く機会もあるでしょう。こんな機会にこそ、是非各ご家庭でも、子どもたちとお金や物のあり方・使い方について話し合い指導して頂きたいと思います。本当に望んでいるものはご家族との楽しい語らいではないでしょうか。

☆★☆子どもの持っているスマホなどは必ず保護者の方で見ていただいて管理して下さい。☆★☆

スマホやケータイは保護者の方の契約になっています。すなわち子どもたちは保護者の物を貸してもらっているということです。もし、トラブルや、犯罪に巻き込まれると保護者の責任になります。そのために次の決まりをご家庭でお話しください。

★寝る時などはスマホをみんなのいる場所（リビングなど）に置くようにしましょう。
★子どものスマホなどの暗証番号やロック解除番号などを必ずお子さんと共有しましょう。
★ゲームなどの課金やラインなどの内容も定期的にチェックしましょう。
★必ずフィルタリングをかけましょう。

子どもたちには次のことがらを守らせましょう

◎勝手に人の写真や画像を撮らない。（肖像権の侵害になります）
◎他人の写真や画像を勝手にラインや SNS に投稿しない。GPS 機能などで自宅が特定されたり、誰もいないときに知らない人が訪ねてきたりすることがあります。また、写真を合成されて世界中に広がる可能性があります。自分の画面から削除してもダメです。
◎自分の感情（腹が立つ、いやだ、悲しい、悔しい）などを書かない。相手は顔を見ていません。気持ちや本当の意味が正確には伝わりません。しかも小学生のつたない文章では間違いなく誤解を招きます。これがトラブルの原因です。
◎グループラインなどに悪口を書いたり、仲間を外すようなことは書いたりしないで必ず本人と面と向かって話すようにする。
◎顔を合わせて話せないような言葉は書かない。

大阪府健全育成条例

１、夜間営業を行う施設への立ち入り制限等

ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェの営業者は１８歳未満の者を以下の時間帯に当該施設に立ち入らせてはいけません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
・１６歳未満の者	午後７時～翌日の午前５時
・１６歳未満で保護者同伴の場合 ・１６歳未満の者が、保護者の承諾を得た指導者の監督の下、ボウリング競技に参加し、そのための練習を行う場合 ・１６歳以上１８歳未満の者	午後１０時～翌日の午前５時

＊小・中学生同士で夜７時以降に、これらの施設で遊ぶことは禁止されているということです。

＊保護者、指導者と一緒であっても、夜１０時までが限度と言うことです！だから保護者同伴でも、上記の時間帯にカラオケボックス等に入店しようとしても店員さんから拒否されることもあります。もちろん赤ちゃんを連れて夜１０時過ぎてカラオケボックスで歌っているのもダメです。

２、夜間に外出させない保護者の努力義務

保護者は、通学、通勤その他正当な理由がある場合を除き、以下の時間帯に１８歳未満の者を外出させないように努めなければなりません

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・１６歳未満の者	午後８時～翌日の午前４時
・１６歳以上１８歳未満の者	午後１１時～翌日の午前４時

＊午後８時以降、小学生は家にいるということです。夜店も同じです。

＊塾やスポーツクラブの活動は保護者の承諾、指導者の許可があれば大丈夫です。ただし活動が終わればまっすぐに帰宅しなければなりません。寄り道はだめです。

＊深夜から早朝の初詣も子どもたちだけでは行けません。

３、夜間の連れだし等の禁止

誰でも保護者の承諾を受けずに以下の時間帯に１８歳未満の者を連れ出し、同伴し、とどめた場合は３０万円以下の罰金を課されることがあります。

青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・１６歳未満の者	午後８時～翌日の午前４時
・１６歳以上１８歳未満の者	午後１１時～翌日の午前４時

＊誰でも→知り合いのお兄さん、お姉さん、親戚のおじさん、友人でもダメ！

○岸和田市教育委員会学校教育課　０７２－４２３－９６８３

○岸和田警察　０７２－４３９－１２３４

○岸和田少年サポートセンター　０７２－４２３－２４８６

○岸和田子ども家庭センター　０７２－４４５－３９７７

○岸和田市教育相談室（電話相談）　０７２－４２６－１０３５
＊午前９時～午後５時　月～金曜日（年末年始、祝日・休日は除く）

○子ども相談ダイヤル（児童・生徒専用）０７２－４２６－１０５２
＊午前９時～午後５時　月～金曜日（年末年始、祝日・休日は除く）
Ｅメール：　kodomo-net@center.kishiwada.ed.jp

○『すこやか教育相談２４』　０１２０－０－７８３１０
＊２４時間対応の電話相談窓口です。（ＩＰ電話からはかかりません）

○大阪府教育センター『すこやか教育相談』
・「すこやかホットライン」（子どもからの相談）
０６－６６０７－７３６１　　Ｅメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
・「さわやかホットライン」（保護者からの相談）
０６－６６０７－７３６２　　Ｅメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
＊電話相談　午前９時３０分～午後５時３０分
月～金曜日（祝日・休日・年末年始は除く）
＊Ｅメール相談　２４時間受付（回答は後日）
＊ＦＡＸ相談　０６－６６０７－９８２６

○被害者救済システム『子ども家庭相談室』　０６－４３９４－８７５４
＊無料電話　０１２０－９２８－７０４（18 歳未満のみの対応）
＊大阪府教育委員会が運用する権利擁護機関による相談窓口です。
＊午前１０時～午後８時　月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

○児童相談所全国共通ダイヤル　１８９
※児童虐待通告や子育ての悩み等の相談窓口です。

○『ＬＩＮＥ相談』（毎週月曜日）
＊小学生・中学生・高校生対象のＬＩＮＥを活用した相談システムです。詳細は、各校で配付された『ＬＩＮＥ相談』のカードをご覧ください。カードに掲載されているＱＲコードからアクセスができます。